**令和５年度 広報専門研修（広報法規） 募集要領**

**1 広報****専門研修（広報法規）**

**〇研修名**　～ 知らなかったでは済まされない権利侵害 ～

広報担当者のための「広報法規研修」

**〇概　要**

広報媒体が多様化し様々な情報が氾濫するなか、肖像権、著作権などの知識が不十分なまま作成した広報コンテンツは、権利侵害の行為となる可能性があります。今回の研修では、広報に関する法律、法律の解釈、事例を通じて、広報担当者が知っておくべき知識を習得します。

**２ 開催日時**

令和５年10月６日（金） 10:00～12:00

**３ 開催方式**

オンライン方式（zoomミーテイング）

＊研修1週間前を目安に、研修URL、資料を送付します。

**４ 対象者・定員**

県・市町・団体等の広報担当者

＊オンラインのシステム上、100名が上限となります。先着順とさせていただきますが、会員優先となります。

**５ 講 師 等**

講師　静岡県行政書士会　理事　下平 芳寛　氏

（相続家事委員会委員長、法務委員会副委員長）

　　　監修　弁護士　佐野 可奈　氏

　　 　　　(佐野可奈法律事務所)

**６ 受講申込**

(1) 別紙「令和５年度広報専門研修（広報法規）受講申込書」により、当協会あてメール若しくはファクシミリにてお申込みください。

　 (2) 申込期限　令和５年９月28日（木）

＊受講決定については、申し込み期限終了後、受講決定通知をお送りします。

**７ 研修受講料**

　・ 会員(県、市町、団体会員）　１，０００円

会員外　　　　　　　　 ２，０００円

　・ 受講料は振込払いとし手数料はご負担願います。請求書は研修終了後にお送りしますので、納期までにお支払いください。

* 納　期　令和５年11月15日（水）

|  |
| --- |
| ＜振込先＞  　　静岡銀行県庁支店　普通預金　００３０３１６  　　静岡県広報協会事務局長　大　橋　弘　樹  　　シズオカケンコウホウキョウカイジムキョクチョウ　オオハシヒロキ  　　静岡県静岡市葵区追手町9-6 電話番号 054-254-6747 |

**８ 主　催**

○静岡県広報協会

　○静岡県広聴広報課

**９ 問合せ先**

静岡県広報協会

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 静岡県庁東館２階

電話（FAX）番号：054-254-6747

　メールアドレス：s-kokyo@po3.across.or.jp